

定款の施行に関する規則

平成10年11月27日制定
平成11年 3月23日改正
平成11年 4月26日改正
平成12年11月17日改正
平成16年 3月19日改正
平成18年 1月20日改正
平成19年 2月16日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 1月16日改正
平成21年12月17日改正
平成23年 6月16日改正
平成24年 6月14日改正
平成25年10月17日改正
平成26年10月16日改正
平成27年 6月11日改正
平成28年 1月21日改正
平成29年 3月 9日改正
平成29年 5月18日改正
平成30年 5月17日改正
平成31年 4月18日改正
令和元年12月19日改正
令和 3年 5月20日改正
令和 4年 6月 9日改正
令和 6年 3月12日改正
令和 7年 6月11日改正
令和 7年10月16日改正

(目 的)

第1条 この規則は、定款第5条第2項の規定に基づき、定款の施行に関して必要な事項を定める。

(入会申込書)

第2条 定款第8条第1項に規定する正会員の入会申込書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地及び代表電話番号
- (3) 資本金の額
- (4) 会社設立年月日
- (5) 登録若しくは免許を受けた業務の種別、登録若しくは免許の番号及び登録若しくは免許の年月日
- (6) 役員（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第29条の4第1項に規定する役員をいう。以下同じ。）の役職及び氏名
- (7) 投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業に関する金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の4に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の役職及び氏名
- (8) 役職員数

- (9) 投資運用関係業務（金商法第2条第43項に規定する投資運用関係業務をいう。以下同じ。）を委託する場合、委託先の商号、名称又は氏名及び委託する投資運用関係業務の内容
- (10) 投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあつては、その旨（金商法第29条の2第1項第5号の2に掲げる事項）
- (11) 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 入会申込書は、正会員にあつては別紙様式第1号、賛助会員にあつては別紙様式第2号とする。

（入会申込書の添付書類）

第3条 定款第8条第2項に規定する正会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 投資運用業を営む者にあつては、金商法第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等にあつては、信託業法（平成16年法律第154号）第3条若しくは第53条の規定に基づき免許を受けていることを証する免許書の写し、又はこれらに代わる書面
- (2) 次のいずれにも該当しないことを証する書面（投資運用業を営む者に限る。）
 - イ 金商法第29条の4第1項第1号（ニからへを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - ロ 役員及び重要な使用人について、金商法第29条の4第1項第2号のいずれにも該当しないこと
 - ハ 金商法第29条の4第1項第4号（ニを除く。）のいずれにも該当しないこと
 - ニ 金商法第29条の4第1項第5号（ハを除く。）のいずれにも該当しないこと
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項に基づき指定を受けた者より取得した登記情報の写し
- (5) 業務の内容及び方法を記載した書面
- (6) 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- (7) 役員（登記された取締役（執行役を含む。以下「取締役等」という。）をいい、委託者非指図型運用業者にあつては、第6条に規定する代表取締役等、委託者非指図型投資信託に係る業務を所掌する取締役及び監査役に限る。以下この条及び第10条において同じ。）及び重要な使用人の履歴書（委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。）
- (8) 役員及び重要な使用人の住民票の抄本の写し又はこれに代わる書面
- (9) 役員及び重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号ロに該当しない旨の官公署の証明書の写し又はこれに代わる書面
- (10) 役員及び重要な使用人が金商法第29条の4第1項第2号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が本会会長に誓約する書面（委託者非指図型運用業者にあつては、役員に限る。）
- (11) 特定関係者（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、以下「府令」という。）第9条第4号に規定する特定関係者をいう。）の状況として同号イからへに掲げる事項を記載した書面（投資運用業を営む者に限る。）

- (12) 支店、営業所の名称及び所在地を記載した書面
- (13) 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）
- (14) 純財産額（金商法第29条の4第1項第5号に規定する純財産額をいう。）を算出した書面
- (15) 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）及び主要株主を含め保有する議決権の多い順に上位10名の株主について、府令第10条第1項第3号ロに掲げる事項を記載した書面（外国法人であるときは、主要株主に準ずる者について金商法第29条の4第1項第5号へに規定する確認が行われていることを証する書面又はこれに準ずる書面）
- (16) 本店所在地を示す略図
- (17) その他本会が必要と認める書類

2 定款第8条第2項に規定する賛助会員の入会申込書の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第一種金融商品取引業を営む者にあつては、金商法第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、登録金融機関にあつては、同法第33条の4の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けていることを証する登録済書の写し、委託者指図型投資信託の受託会社である信託会社等にあつては、信託業務に係る認可を受けていることを証する認可書の写し、又はこれらに代わる書類
- (2) 本店所在地を示す地図
- (3) その他本会が必要と認める書類

（事務連絡者の届出）

第4条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、事務連絡者を定め、定款第8条第1項に規定する入会申込書を本会に提出するに際し、当該事務連絡者の氏名、役職及び連絡先を別紙様式第3号により本会に届け出るものとする。

（入会の拒否）

第5条 定款第9条第1項第4号に規定する定款施行規則に定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること
- (2) 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること

（正会員代表者等の資格要件）

第6条 定款第10条第1項に規定する正会員代表者及び代理者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 正会員代表者 登記された当該会社を代表すべき取締役（当該会社を代表すべき執行役を含む。以下「代表取締役等」という。）であること。ただし、外国法人である場合には、当該社が定めた日本における代表者であること

(2) 正会員代表者の代理者 取締役等又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である場合には、日本における代表者に準ずる権限を有している者であること

2 定款第10条第2項に規定する賛助会員を代表する者（以下「賛助会員代表者」という。）は、当該法人を代表する者又はこれに準ずる地位を有する者とする。ただし、外国法人である場合には、当該社が定めた日本における代表者とする。

(正会員代表者等の届出)

第7条 正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）は、本会への入会が承認された後、直ちに正会員にあつては別紙様式第4号及び同第4号-②により定款第10条第1項に規定する正会員代表者及び代理者を、賛助会員にあつては別紙様式第5号により同条第2項に規定する賛助会員代表者を、「本会の会員からの届出に係る電子的届出・保管システム（以下「投信協会届出管理システム」という。）」による方法で本会に届け出なければならない。

2 会員は、前項に基づき本会に届け出た正会員代表者若しくは代理者、又は賛助会員代表者に変更（役職の変更を含む。）が生じた場合には、速やかに、正会員にあつては別紙様式第6号又は同第6号-②により、賛助会員にあつては別紙様式第7号により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

(事務連絡者の変更届出)

第8条 会員は、本会に届け出た事務連絡者の氏名、役職又は連絡先に変更が生じた場合には、別紙様式第8号により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

(入会金の納入等)

第9条 定款第11条第1項に規定する正会員の入会金は、別に定められた期日までに本会に納入するものとする。

2 本会は、入会金が所定の期日までに納入されなかった場合には、理事会の決議により当該入会申込者の入会の承認を取消することができる。

3 本会は、前項の規定に基づき入会の承認を取消した場合は、その旨を当該入会申込者に書面により通知する。

(正会員の報告事項)

第10条 定款第12条に規定する正会員が行う報告は、次の各号に掲げる事項とする。

なお、本会への報告は、次に掲げる事項のうち報告様式が定められている事項については、当該各号に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で報告しなければならない。

(1) 金商法第31条の規定に基づき同法第29条の2第1項第5号に定める業務の種別（投資運用業を除く。）について変更登録を受けたとき又はこれを廃止したとき 別紙様式第9号

- (2) 金商法第35条第2項に規定する業務を行う旨を同条第3項の規定に基づき届出したとき、又は同条第6項の規定に基づきこれを廃止した旨の届出をしたとき 別紙様式第10号
- (3) 金商法第35条第4項に基づき金融商品取引業並びに同条第1項及び第2項に規定する業務以外の業務について承認を受けたとき、又は同条第6項の規定に基づきこれを廃止した旨の届出をしたとき 別紙様式第11号
- (4) 金融商品取引業（投資運用業に限る。）を休止し、又は再開したとき 別紙様式第12号
- (5) 定款を変更したとき 別紙様式第13号
- (6) 業務の内容及び方法を変更したとき 別紙様式第14号
- (7) 資本の額を変更したとき 別紙様式第15号
- (8) 商号又は名称を変更したとき 別紙様式第16号
- (9) 支店、営業所を設置し、又は廃止したとき 別紙様式第17号
- (10) 本店、支店又は営業所の名称若しくは所在地を変更したとき
 - イ 本店の所在地 別紙様式第18号
 - ロ 支店又は営業所の名称若しくは所在地 別紙様式第18号 - ②
- (11) 役員の変更（役職の変更を含む。）があったとき 別紙様式第19号
- (12) 重要な使用人の変更（役職の変更を含む。）があったとき（投資運用業を営む正会員に限る。） 別紙様式第20号
- (13) (削 除)
- (14) (削 除)
- (15) (削 除)
- (16) 事業報告書（添付書類を含む。）を作成したとき（投資運用業を営む正会員に限る。）
- (17) 自社の財務状況等を表す財務諸表、中間財務諸表について、公認会計士又は監査法人より監査証明を取得したとき
 - イ 投資信託委託業を営む正会員 別紙様式第21号
 - ロ 投資法人資産運用業を営む正会員 別紙様式第22号
- (18) 前号の規定に基づき報告した内容について純資産額の合計額で30%以上の増減があったとき、及び本号の規定に基づき報告を行った場合で、次に前号の規定に基づく報告を行うまでの間に純資産額の合計額で30%以上の増減（直近に提出した報告書に記載した純資産額の合計額をもとに計算するものとする。）があったとき。ただし、本号の規定に基づく報告は、純資産額の合計額が150億円に満たない正会員について、純資産額の合計額が150億円に達するまでの間は除く。
 - イ 投資信託委託業を営む正会員 別紙様式第21 - ②号
 - ロ 投資法人資産運用業を営む正会員 別紙様式第22 - ②号
- (19) 投資運用業、委託者非指図型投資信託に係る業務を廃止したとき 別紙様式第23号
- (20) 会社の合併若しくは解散、又は事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があったとき
 - イ 合併があったとき 別紙様式第24号
 - ロ 事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲受があったとき 別紙様式第25号
- (21) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生

- 法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合 別紙様式第26号
- (22) 金商法第56条の2又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）第22条の規定に基づく主務官庁による検査が開始されたとき 別紙様式第27号
- (23) 前号に規定する主務官庁による検査が終了したとき
- イ 法令違反等の指摘を受けたとき 別紙様式第28号
 - ロ 指摘を受けなかったとき 別紙様式第29号
- (24) 金商法若しくは投信法若しくはこれらの法令に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約に違反し、若しくは取引の信義則に背反する行為が行われていた事実を認識したとき、又は金商法若しくは投信法若しくはこれらの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約若しくは取引の信義則の遵守の状況若しくは資産運用等の業務の状況若しくは財産の状況が適切でないを認識したとき 別紙様式第30号
- (25) 正会員又は正会員の主要な関係法人について、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を受けたとき 別紙様式第31号
- (26) 正会員又は正会員の主要な関係法人について、金商法第52条の規定に基づく監督上の処分を受けたとき 別紙様式第32号
- (27) 金商法第56条の2の規定に基づく報告若しくは資料の提出命令を受けたとき 別紙様式第33号
- (28) 金商法第51条又は第56条の2の規定に基づく主務大臣の命令等により提出を命じられた業務改善報告書又は報告書若しくは資料を提出したとき 別紙様式第34号
- (29) 正会員又は正会員が運用している投資信託に係る信託財産を受託している信託銀行について、投信法第23条の規定に基づく投資信託契約の引継ぎ命令を受けたとき 別紙様式第35号
- (30) 投信法第26条の規定に基づく受益証券（振替投資信託受益権を含む。）の募集又は私募その他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたとき、又はその行為者が受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いその他の取引の禁止若しくは停止の命令を受けたことを知ったとき 別紙様式第36号
- (31) 金商法第29条の4第2項に規定する主要株主について、変更があったことを知ったとき 別紙様式第37号
- (32) 本会の定める個人情報の保護に関する指針第22条に規定する個人情報等の漏えい事案等の事故が発生したとき 別紙様式第38号
- (33) (削 除)
- (34) (削 除)
- (35) 投資運用関係業務を委託したとき又は投資運用関係業務の委託先等を変更したとき 別紙様式第43号

- (36) 金商法第29条の2第1項第5号の2に規定するときに該当したとき 別紙様式第44号
- (37) 投資信託及び投資法人の運用等に係るコンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識したとき 別紙様式第45号
- (38) 前各号に定めるもののほか、本会が必要と認めるとき

2 前項第11号に掲げる役員又は第12号に掲げる重要な使用人の変更に係る報告について、当該報告が新たな役員又は重要な使用人の就任に係る報告である場合には、新たに就任する役員又は重要な使用人に係る次に掲げる書類を添付して報告するものとする。ただし、当該報告が委託者非指図型運用業者である場合は、第2号から第4号に掲げる書面の添付を要しない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票の抄本の写し又はこれに代わる書面
- (3) 金商法第29条の4第1項第2号ロに該当しない旨の官公署の証明書の写し又はこれに代わる書面
- (4) 金商法第29条の4第1項第2号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを正会員（イに係る部分に限る。）及び当該役員又は重要な使用人が本会会長に誓約する書面

3 正会員は第1項第17号、第18号の規定により、本会に対して報告を行った場合には、当該書面について、速やかに自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。

4 正会員は本会に対して第1項第21号、第25号、第26号、第29号及び第30号の規定による報告を行った場合には、速やかに当該報告の内容を記載した書面を、自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により当該書面を公開した日より5年間継続して公表しなければならないものとする。

5 本会は正会員より第1項第21号、第25号、第26号、第29号及び第30号の規定による報告を受領した場合には、当該受領した書面を自らの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により報告を受領した日から5年間継続して公表しなければならないものとする。

(賛助会員の届出事項)

第11条 定款第13条に規定する賛助会員の届出事項は、次に掲げる事項とする。

なお、本会への届出は、当該各号に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で届け出なければならない。

- (1) 投資信託委託業等に関する業務を廃止したとき 別紙様式第39号
- (2) 商号又は名称を変更したとき 別紙様式第40号
- (3) 本店の所在地を変更したとき 別紙様式第41号

(退会届)

第12条 定款第16条に規定する退会届は、別紙様式第42号とし、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。

2 本会は、会員から退会の届出があったときは、その旨を各会員に通知するものとする。

(会員名簿の記載事項)

第13条 定款第21条第2項に規定する正会員名簿及び賛助会員名簿の記載事項は、会員の名称、所在地、電話番号並びに正会員代表者又は賛助会員代表者の役職名及び氏名とする。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から実施する。

附 則

第4条の2の改正規定は、平成11年3月23日から実施する。

附 則

第4条の2の改正規定は、平成11年4月26日から実施する。

附 則

この改正は、平成12年11月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年3月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年2月16日から実施する。

附 則

1. この改正は、定款について主務大臣の認可を受けた日（平成19年9月30日）から実施する。
2. この改正規則の施行後、改正前の投信法第6条の規定に基づく認可を受けた投資信託委託業者が本会に入会を申請する場合の入会申込書の添付書類については、改正前の第3条の規定を適用する。

附 則

1. この改正は、平成20年10月1日から実施する。
2. この改正規則の施行の際現に改正前の定款に定める会員であった者で、平成20年6月30日の改正定款の附則第2条及び第3条の規定により正会員又は賛助会員とみなされる者は、第3条の2及び第4条の2第1項の届出をしたものとみなす。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から実施する。

附 則（平成24年6月14日付で附則改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から実施する。

附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から実施する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年10月17日から実施する。

附 則

この改正は、平成26年10月16日から実施する。

ただし、第10条第1項第17号、第18号、同条第3項の改正規定については、平成26年12月1日から実施するものとする。

附 則

この改正は、平成27年6月11日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年1月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成30年6月16日から実施する。
2. 改正前の第10条第1項第13号から第15号の規定に基づく報告書面については、本会が必要と認めるときには、第10条第1項第33号の規定に基づき正会員に対し提出を求めることができるものとする。

附 則

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和元年12月19日から実施する。

附 則

この改正は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年6月9日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

1. この改正は、令和7年6月11日から実施する。
2. この規則の改正の際現に金商法第42条の3第1項の規定により権利者のため運用を行う権限を委託している正会員においては、第10条第1項第12号に係る届出を実施日から6月以内に届け出るものとする。
ただし、重要な使用人として既に届け出ている「運用を行う部門を統括する者」や「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が、「権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する者」を兼務する場合は、届出を不要とする。
3. この規則の改正の際現に投資運用関係業務を委託している正会員においては、第10条第1項第35号に係る届出を実施日から6月以内に届け出るものとする。
4. この規則の改正の際現に正会員である社が資本金・純財産額要件の緩和を受けない場合には、

第10条第1項第36号に係る届出を不要とする。なお、資本金・純財産額要件の緩和を受ける場合には、実施日から6月以内に届け出るものとする。

附 則

この改正は、令和7年10月16日から実施する。

別紙様式第1号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者の役職・氏名)

入会申込書

今般、貴協会に正会員として入会いたしたく、貴協会定款第8条の規定に基づき入会を申し込みいたします。

1. 商号又は名称 (フリガナ)
(英文)
2. 本店所在地 (〒)
(英文)
代表電話番号
3. 資本金の額
4. 会社設立年月日
5. 登録 (免許) を受けた業務の種別等
 - ① 業務の種別
 - ② 登録 (免許) 番号
 - ③ 登録 (免許) 年月日
6. 役員の役職・氏名 (フリガナ)
7. 重要な使用人の役職・氏名 (フリガナ)
8. 役職員数 役員 名 (うち非常勤 名)、職員 名
9. 投資運用関係業務 (計理業務・コンプライアンス業務) を委託する場合
 - ① 委託先の商号、名称又は氏名
 - ② 委託する投資運用関係業務の内容
10. 投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させないときにあっては、その旨
11. 他に行っている事業の種類

(記載上の注意)

1. 「3. 資本金の額」は、入会申込日現在の額を記載すること。入会申込者が外国法人の場合は、持込資本金の額とする。
2. 「5. 登録 (免許) を受けた業務の種別等」は、入会申込者が金融商品取引業者にあつては、

登録を受けているすべての金融商品取引業を記載する。

- 「6. 役員の役職・氏名（フリガナ）」は、別紙として入会申込書に添付することができるものとする。
- 「7. 重要な使用人の役職・氏名（フリガナ）」は、当該者が統括する業務を併せて記載する。なお、別紙として入会申込書に添付することができるものとする。
- 「9. 他に行っている事業の種類」は、金融商品取引業以外の事業を記載する。

別紙様式第2号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者の役職・氏名)

入 会 申 込 書

今般、貴協会に賛助会員として入会いたしたく、貴協会定款第8条の規定に基づき入会を申し込みいたします。

- 商号又は名称（フリガナ）
(英文)
- 本店所在地（〒）
(英文)
代表電話番号
- 資本金又は基本財産の額
- 法人設立年月日
- 投資信託委託業等に関係のある業務の状況等

(記載上の注意)

- 「3. 資本金又は基本財産の額」は、入会申込日現在の額を記載すること。入会申込者が外国法人の場合は、持込資本金の額とする。
- 「5. 投資信託委託業等に関係のある業務の状況等」は、入会申込者が金融商品取引業者又は銀行業を営む者にあつては、登録（免許）を受けているすべての業務の種別、登録（免許）番号、登録（免許）年月日を記載すること。その他の入会申込者にあつては、投資信託委託業等に関係する業務の内容等をわかりやすく記載すること。

別紙様式第3号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会 殿

(商号又は名称)

事務連絡者届

当社の事務連絡者を下記の者としますので、貴協会の定款の施行に関する規則第4条に基づきお届けいたします。

記

フリ ガナ
(氏 名)
(所属・役職)
(電話番号)
(FAX番号)
(メールアドレス)

別紙様式第4号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代表者届

貴協会における当社の代表者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第1項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第4号-②

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代理者届

貴協会における当社の代理者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第1項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第5号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

商号又は名称	
代表者	

代表者届

貴協会における当社の代表者を下記の者としますので、貴協会の定款第10条第2項の規定に基づきお届けいたします。

記

役職	
氏名 (フリガナ)	
氏名	

別紙様式第6号

一般社団法人 投資信託協会
 会長 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

商号又は名称	
代表者	

代 表 者 変 更 届

貴協会における当社の代表者を下記のとおり変更いたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第6号-②

一般社団法人 投資信託協会
 会長 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

商号又は名称	
代表者	

代 理 者 変 更 届

貴協会における当社の代理者を下記のとおり変更いたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第7号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

代 表 者 変 更 届

貴協会における当社の代表者を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款第10条第3項の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
役職		
氏名 (フリガナ)		
氏名		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第8号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会 殿

商号又は名称	
--------	--

事務連絡者変更届

当社の事務連絡者に係る下記事項について変更がありましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第8条の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
氏名 (フリガナ)		
氏名		
所属・役職		
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第9号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務の種別の(変更登録・廃止)届出書

当社は、下記のとおり業務の種別の変更登録を受けましたので(を廃止しましたので)、定款の施行に関する規則第10条第1項第1号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 登録を受けた(廃止した)業務の種別・内容等
2. 登録(廃止)年月日
3. 業務開始年月日

※廃止の届出の場合は、3.の記載は不要です。

(添付書類：登録・変更登録書(写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第10号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

届出書

当社は、下記のとおり金商法第35条第3項(金商法第35条第6項)の規定に基づき届出をいたしましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第2号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 届け出た業務・内容等
2. 届出年月日
3. 業務開始(廃止)年月日

(添付書類：届出書(写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第 11 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

業務の (承認・廃止) 届出書

当社は、下記のとおり業務の承認を受けました (を廃止しました) ので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 承認を受けた (廃止した) 業務・内容等
2. 承認 (廃止) 年月日
3. 業務開始年月日

※廃止の届出の場合は、3. の記載は不要です。

(添付書類：承認書・届出書 (写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

別紙様式第 12 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

金融商品取引業の休止 (再開) に係る報告書

当社は、金融商品取引業を下記のとおり休止 (再開) いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づきお届けいたします。

(休止の場合)

1. 休止理由 ()
2. 休止予定期間
(年 月 日 ~ 年 月 日)

(再開の場合)

1. 再開日 年 月 日
2. 休止届の提出日 年 月 日

別紙様式第 13 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

定款の変更届出書

年 月 日付にて (下記のとおり) 定款を変更いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 5 号の規定に基づき (別紙のとおり) お届けいたします。

(添付書類：変更の内容及び変更後の定款の写し)

別紙様式第 14 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務の内容及び方法の変更届出書

年 月 日付で、当社の業務方法書の変更を行いましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

(添付書類：変更の内容及び変更後の業務方法書)

別紙様式第 15 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

資 本 の 額 変 更 届

当社は、下記のとおり資本金を変更いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 7 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
資本金		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

変更事由	
------	--

別紙様式第 16 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

商 号 又 は 名 称 変 更 届

当社の商号又は名称を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 8 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
商号又は名称		
商号又は名称 (フリガナ)		
商号又は名称 (英文名)		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 17 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

支店・営業所の設置・廃止届

当社は、下記のとおり支店・営業所を設置・廃止することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、報告いたします。

記

支店・営業所の名称	
郵便番号	
住所	
住所（英文）	
電話番号	
FAX番号	

設置・廃止年月日	年 月 日
----------	-------

設置・廃止の理由	
----------	--

別紙様式第 18 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

本店所在地の変更届

当社は、下記のとおり本店の所在地を変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 10 号イの規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
郵便番号		
住所		
住所（英文）		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 18 号一②

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
 会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

支店・営業所の名称・所在地の変更届

当社は、下記のとおり支店・営業所の名称・所在地を変更することいたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 10 号ロの規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
支店・営業所の名称		
支店・営業所の名称(英文)		
郵便番号		
住所		
住所(英文)		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 19 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

役員（役職）変更届出書

年 月 日付で当社役員の変更を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 11 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

変更内容

変更年月日	変 更 後	変 更 前
(例) ○年○月○日付	取締役 ○○ ○○	(就 任) 又は旧役職等
(例) ○年○月○日付	(退 任)	取締役 ○○ ○○

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

重要な使用人変更届出書

年 月 日付で当社の重要な使用人の変更を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

変更内容

担 当	変更年月日	変 更 後	変 更 前
(例) 法令遵守	(例) ○年○月○日付	役 職 ○○ ○○	(就 任) 又は旧役職等
(例) 運用統括	(例) ○年○月○日付	(退 任)	役 職 ○○ ○○

※ 記載要領等

1. 上記の記載例を参考に作成し、赤字部分を消去して提出してください。
2. 担当には、法令遵守、運用統括、投資判断、運用委託統括のうち、該当する項目を記載してください。
3. 変更前・変更後には役職・氏名等を記載してください。
4. 役職の変更の場合にも、重要な使用人変更届出書を提出してください。
5. 新たに就任する者に係る届出については、第 10 条第 2 項に掲げる書類を添付して提出してください。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況
2. 事業の内容及び営業の概況
3. 委託会社等の経理状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□
お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イ（第 18 号イ）の規定に基づき、○年○月○日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、○年○月○日付で当社が運用する投資信託の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況
2. 事業の内容及び営業の概況
3. 委託会社等の経理状況
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 株主資本等変動計算書

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町○×一△□
お問い合わせ先 ○×部 ○△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号ロの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 資産運用会社の名称、資本金の額及び事業の内容
2. 資産運用会社の運用体制
3. 資産運用会社の大株主の状況
4. 資産運用会社の役員の状況
5. 資産運用会社の事業の内容及び営業の概要

公開日 年 月 日

作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□

お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

正会員の財務状況等に関する変更届出書

貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号ロ (第 18 号ロ) の規定に基づき、○年○月○日付で提出した正会員の財務状況等に関する届出書について、○年○月○日付で当社が運用する投資法人の純資産額の合計額に 30%以上の増減があったため、同規則第 10 条第 1 項第 18 号ロの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 資産運用会社の名称、資本金の額及び事業の内容
2. 資産運用会社の運用体制
3. 資産運用会社の大株主の状況
4. 資産運用会社の役員の状況
5. 資産運用会社の事業の内容及び営業の概要

公開日 年 月 日
作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町○×一△□
お問い合わせ先 ○×部 ○△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 公開日は、当該書面について有価証券報告書等において添付書類として最初に届け出た日を記載すること。
2. 本様式の記載に当たっては特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第四号の三様式の該当箇所に係る記載上の注意に準じること。

別紙様式第 23 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇業務廃止届出書

当社の〇〇〇〇〇を廃止いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 19 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 廃止する業務の内容
2. 廃止年月日 年 月 日

別紙様式第 24 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

合 併 届 出 書

当社は、下記のとおり合併いたしますので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 20 号イの規定に基づきお届けいたします。

記

1. 合 併 の 趣 旨
2. 合 併 の 概 要
 - (ア) 合併の方式
 - (イ) 合併比率
 - (ウ) 合併期日
3. 新会社の概要
 - (ア) 商号又は名称
(英文：)

- (イ) 本 店
- ① 住所 (〒)
(英文 :)
- ② 代表電話番号
- ③ FAX 番号
- (ウ) 資本金の額
- (エ) 役員の役職・氏名 (フリガナ)
- (オ) 重要な使用人の役職・氏名 (フリガナ)
- (カ) 役 職 員 数 人 (内、役員 人、職員 人)

4. 会社代表者の役職^{フリガナ}氏名

5. 上記代表者の代理人となるべき者の役職^{フリガナ}氏名

6. 事務連絡者の役職^{フリガナ}氏名

7. 添付書類

- (ア) 主要株主一覧表
- (イ) 本店所在地地図
- (ウ) 合併前各社の概要 (別紙)

(別 紙)

合併前各社の概要

- ① 商号又は名称
- ② 所 在 地
- ③ 電 話 番 号
- ④ 代 表 者
- ⑤ 設 立 年 月 日 年 月 日
- ⑥ 資 本 金
- ⑦ 事 業 内 容
- ⑧ 役 職 員 数 人 (内、役員 人、職員 人)
- ⑨ 運用資産 (純資産額)

又は契約資産 (単位：億円、合併前月末の額数)

⑩ 損益及び財産の状況 (単位：億円)

	年 月期	年 月期	年 月期
営業利益			
経常利益			
当期利益			
純 資 産			

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

事業の譲渡・譲受に関する届出書

当社は、下記のとおり事業の譲渡・譲受を行いましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 20 号ロの規定に基づき、報告いたします。

記

1. 譲渡・譲受の事業の内容
2. 事業の譲渡・譲受の相手方
3. 事業の譲渡・譲受の年月日
4. 事業の譲渡・譲受の方法
5. 事業の譲渡・譲受の理由

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

破産手続開始の申立て等に関する届出書

(当社/当社が設定した投資信託財産の受託銀行である〇〇信託銀行) に対して、下記のとおり破産手続開始の申立て等がなされましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 21 号の規定に基づき、報告いたします。

1. 当該破産手続開始の申立て等が行われた年月日
2. 当該破産手続開始の申立て等を行った者の名称、住所、代表者の氏名 (個人の場合には、その氏名及び住所とし、当該破産手続開始の申立て等を行ったものが正会員である場合を除く。)
3. 当該破産手続開始の申立て等を受けた者の名称、住所
4. 当該破産手続開始の申立て等の種類
5. 当該破産手続開始の申立て等に至った経緯
6. 当該破産手続開始の申立て等の内容
7. 当該破産手続開始の申立て等により影響を受ける公募のファンド等の名称

公開日 年 月 日

作成基準日 年 月 日

本店所在地 東京都中央区日本橋兜町〇×一△□

お問い合わせ先 〇×部 〇△課 □△グループ

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用している公募ファンドで破産手続開始の申立て等により影響を受けるものの名称をすべて記載すること。

別紙様式第 27 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

検査の開始に係る報告書

年 月 日現在で、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査が開始されましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 22 号の規定に基づき報告いたします。

別紙様式第28号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

検査の終了に係る報告書

年 月 日現在で実施された金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査について、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より検査が終了した旨の通知があり、下記のとおり法令・諸規則に違反する行為等がある旨の指摘がありましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 23 号イの規定に基づき報告いたします。

記

指摘事項等	
法令・協会規則等の名称及び条項等	
事案の概要	
行為の内容等	1. 行為の内容 2. 発生の経緯、原因等 3. 発生時の内部管理体制の状況

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電 話 番 号

【記載上の注意事項】

1. 指摘事項・事案の概要欄は内容を簡潔に記載し、詳細は行為の内容欄に記載する。
2. 検査終了通知書の写を添付する。

別紙様式第 29 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

検査の終了に係る報告書

年 月 日現在で実施された金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づく証券取引等監視委員会等の検査について、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より検査が終了した旨の通知があり、法令・諸規則に違反する行為等に係る指摘がありませんでしたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 23 号ロの規定に基づき報告いたします。

(添付書類：検査終了通知書の写)

別紙様式第30号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

当社において、下記のとおり法令・諸規則に違反等する行為があると認識いたしましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第24号の規定に基づき報告いたします。

記

法令・協会規則等に該当する場合はその名称及び条項等	
事案の概要	
行為の内容等	1. 行為の内容 2. 発生の経緯、原因等 3. 発生時の内部管理体制の状況 4. 是正・改善の状況 5. 監督官庁への報告

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電 話 番 号

【記載上の注意事項】

1. 法令・諸規則・約款違反等に該当しない場合は、当該欄は空欄とする。
2. 事案の概要欄は内容を簡潔に記載し、詳細は行為の内容欄に記載する。
3. 発生の経緯については、発見の端緒・発生日時・発生部署等についても詳細を記載する。
4. 是正・改善状況が策定・改善中の場合は、完了後に別途報告をする。また、社内処分等を行った場合は、その内容についても記載する。
5. 監督官庁へ報告の有無及び報告を行った場合はその詳細（報告月日等）を記載し、写を添付する。

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

業務改善命令に係る報告書

(当社/当社の主要な関係法人である〇〇)は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第25号の規定に基づき報告いたします。

記

業務改善命令を発出した行政庁の名称	
業務改善命令の概要	
改善される業務の概要	
改善の終了予定期限	
影響を受ける公募のファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用している公募ファンドで業務改善命令の影響を受けるものの名称を全て記載する。

(添付書類：当該処分等に係る命令書等の写（正会員が命令を受けた場合に限る。）)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

監督上の処分に係る報告書

(当社/当社の主要な関係法人である〇〇)は、 年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第52条の規定に基づく監督上の処分(〇〇)を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第26号の規定に基づき、報告いたします。

記

監督上の処分を発出した行政庁の名称	
監督上の処分の概要	
処分により是正される業務等の概要	
処分等の期間	
影響を受けるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該処分等に係る命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

別紙様式第33号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇の提出命令に係る報告書

当社は、 年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第 56 条の 2 の規定に基づき〇〇〇の提出を命じられたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 27 号の規定に基づき、報告いたします。

(添付書類：当該提出に係る命令書等の写)

別紙様式第34号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇〇の提出について

当社は、 年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、金融商品取引法第 (51 条、56 条の 2) の規定に基づき〇〇の提出を命じられ、 年 月 日付で提出いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 28 号の規定に基づき報告いたします。

(添付書類：金融庁への提出文書の写)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

投資信託契約の引継ぎ命令に係る報告書

(当社/当社を設定した投資信託財産の受託銀行である〇〇信託銀行)は、年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、投資信託及び投資法人に関する法律第23条の規定に基づき、投資信託契約の引継ぎ命令を受けましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第29号の規定に基づき報告いたします。

記

引継ぎ命令が発出されるに至った背景	
ファンド等の引き継ぎ先の名称等(住所、代表者の氏名、連絡先)	
処分により是正される業務等の概要	
処分等の期間	
引き継がれるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属
役職・氏名
電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

投信法第26条における命令に係る報告書

(当社/当社を設定した投資信託の受益証券の募集(私募その他取引)の取扱いを行っている〇〇)は、 年 月 日付〇〇第 号をもって〇〇より、投資信託及び投資法人に関する法律第26条の規定に基づき、受益証券の募集(私募その他取引)の禁止(停止)の命令を受けましたので(下記販売会社において、受益証券の募集の取扱等の禁止(停止)の命令を受けましたので)、定款の施行に関する規則第10条第1項第30号の規定に基づき報告いたします。

記

命令の概要	
募集が禁止(停止)される社の名称	
処分等の期間	
募集が禁止(停止)されるファンド等の名称	
ファンド等の管理、運用又は処分に与える影響の概要	

【連絡担当者】 所 属

役職・氏名

電話番号

【記載上の注意事項】

1. 自社が設定・運用しているファンド等で処分の影響を受けるものの名称を全て記載する。
(添付書類：当該命令書等の写(正会員が命令を受けた場合に限る。))

別紙様式第 37 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

主要株主の変更届出書

当社主要株主が変更となりましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 31 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

氏名、商号又は名称	変 更 後		変 更 前	
	保有する議決権の数	割合	保有する議決権の数	割合

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第38号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

個人情報等の漏えい事案等の事故報告書

今般、個人情報等の漏えい等事案の事故がありましたので、定款の施行に関する規則第10条第1項第32号の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

(添付書類：金融庁等に提出した報告書)

別紙様式第39号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

〇〇業務廃止届出書

当社は〇〇〇〇〇を廃止いたしましたので、定款の施行に関する規則第11条第1号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 廃止する業務の内容

2. 廃止年月日 年 月 日

別紙様式第 40 号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

商号又は名称変更届

年 月 日付をもって当社の商号又は名称を下記のとおり変更することといたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 11 条第 2 号の規定に基づきお届けいたします。

記

	変更後	変更前
商号又は名称		
商号又は名称 (フリガナ)		
商号又は名称 (英文)		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第41号

申請日	年 月 日
-----	-------

一般社団法人 投資信託協会
会 長 殿

商号又は名称	
代表者	

本店の所在地の変更届出書

当社は、下記のとおり本店の所在地を変更することいたしましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 3 号の規定に基づき、報告いたします。

記

	変更後	変更前
変更する本店の名称		
郵便番号		
住所		
住所（英文）		
電話番号		
FAX番号		

変更年月日	年 月 日
-------	-------

別紙様式第 42 号

申請日 年 月 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

会 員 退 会 届 出 書

当社は、下記のとおり貴協会を退会いたしたく、定款第 16 条の規定に基づきお届けいたします。

記

1. 退会年月日

2. 退会理由

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

投資運用関係業務の委託に関する届出書

当社は、下記のとおり、金商法第 2 条第 43 項に規定する投資運用関係業務を委託いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 35 号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 変更年月日
2. 委託先 (又は変更後の委託先) の商号、名称又は氏名
3. 委託する投資運用関係業務の内容
4. (委託先変更の場合) 変更前の委託先の商号、名称又は氏名

(添付書類：変更登録申請書 (写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)
(代表者)

顧客からの金銭又は有価証券の預託等に関する届出書

当社は、下記のとおり、金商法第 29 条の 2 第 1 項第 5 号の 2 に規定するときに該当いたしましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 36 号の規定に基づき、報告いたします。

記

1. 届出の内容

(投資運用業に関して、顧客から金銭又は有価証券の預託を受けず、かつ、自己と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭又は有価証券を預託させない旨)

2. 変更年月日

(添付書類：変更登録申請書 (写))

(届出は様式の赤字を夫々訂正の上で、赤字を消去し提出願います。)

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称)

(代表者)

障 害 発 生 等 報 告 書

今般、投資信託及び投資法人の運用等に係るコンピュータシステムの障害等が発生しましたので、定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 37 号の規定に基づき、別添のとおり報告いたします。

(添付書類：金融庁等に提出した報告書)